

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

地域密着型通所介護等の内容は次の通りです。介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、通常その1割、2割または3割(割合は介護保険負担割合証に記載されています)の額となります。なお、介護保険料滞納等で法定代理受領とならない場合は、いったん利用料の全額をお支払いいただきます。その後、事業所から交付するサービス提供証明書と領収証を添えて行政の担当窓口申請することで7割、8割または9割の額が給付されます。(償還払い)

(2) サービスの利用料金

<2024.06.01 改訂>

地域区分	大津市 5級地	1単位あたり	10.45円
------	------------	--------	--------

● 地域密着型通所介護費

【1回につき】

サービス提供区分	介護度	単位数 (単位)	介護報酬額 (円)	利用者負担額(目安) (円)		
				1割	2割	3割
7時間以上 8時間未満	要介護1	753単位	7,868円	787円	1,574円	2,361円
	要介護2	890単位	9,300円	930円	1,860円	2,790円
	要介護3	1,032単位	10,784円	1,079円	2,157円	3,236円
	要介護4	1,172単位	12,247円	1,225円	2,450円	3,675円
	要介護5	1,312単位	13,710円	1,371円	2,742円	4,113円
6時間以上 7時間未満	要介護1	678単位	7,085円	709円	1,417円	2,126円
	要介護2	801単位	8,370円	837円	1,674円	2,511円
	要介護3	925単位	9,666円	967円	1,934円	2,900円
	要介護4	1,049単位	10,962円	1,097円	2,193円	3,289円
	要介護5	1,172単位	12,247円	1,225円	2,450円	3,675円
5時間以上 6時間未満	要介護1	657単位	6,865円	687円	1,373円	2,060円
	要介護2	776単位	8,109円	811円	1,622円	2,433円
	要介護3	896単位	9,363円	937円	1,873円	2,809円
	要介護4	1,013単位	10,585円	1,059円	2,117円	3,176円
	要介護5	1,134単位	11,850円	1,185円	2,370円	3,555円
4時間以上 5時間未満	要介護1	436単位	4,556円	456円	912円	1,367円
	要介護2	501単位	5,235円	524円	1,047円	1,571円
	要介護3	566単位	5,914円	592円	1,183円	1,775円
	要介護4	629単位	6,573円	658円	1,315円	1,972円
	要介護5	695単位	7,262円	727円	1,453円	2,179円
3時間以上 4時間未満	要介護1	416単位	4,347円	435円	870円	1,305円
	要介護2	478単位	4,995円	500円	999円	1,499円
	要介護3	540単位	5,643円	565円	1,129円	1,693円
	要介護4	600単位	6,270円	627円	1,254円	1,881円
	要介護5	663単位	6,928円	693円	1,386円	2,079円

● 加算・減算

<2026.06.01 改訂>

加算等の種類と説明	単位数 (単位)	介護報酬額 (円)	利用者負担額(目安) (円)		
			1割	2割	3割
▼入浴介助加算(Ⅰ)【1日につき】 入浴中の観察(見守りの支援)を含む 入浴介助を行った場合に算定	40 単位	418 円	42 円	84 円	126 円
▼個別機能訓練加算(Ⅰ)【1日につ き】機能訓練指導員等が利用者の居宅 を訪問し、ニーズと居宅での生活状況 を参考に個別機能訓練計画を作成し、 その計画に基づいて、利用者の身体機 能及び生活機能向上を目的とする機 能訓練を実施した場合に算定	56 単位	585 円	59 円	117 円	176 円
▼若年性認知症受入加算【1日につ き】受け入れた若年性認知症利用者ご とに個別の担当者を定め、その者を中 心に当該利用者の特性やニーズに応 じたサービスの提供実施した場合算 定	60 単位	627 円	63 円	126 円	189 円
▼送迎減算【片道につき】 利用者が自ら通う場合や利用者家族 等が送迎を行う場合など、事業者が送 迎を実施しない場合片道につき減算 する	-47 単位	-491 円	-50 円	-99 円	-148 円
▼介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ) 【1月につき】介護職員等の確保に向 けて介護職員等の賃金改善に充てる ことを目的に創設されたものであり、 2024年5月までの「介護職員処遇 改善加算」「介護職員等特定処遇加 算」「介護職員等ベースアップ等支援 加算」の3加算を一本化したもの	所定単位数(1ヶ月のご利用サービスの合計単位数) ×125/1000を乗じて算出された単位数による額				

● 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

<2026.06.01 改訂>

項目	説明	金額
① 食費	昼食代 650 円+おやつ代 120 円	770 円/日
② おむつ・リハビリパ ンツ・尿取りパット 等にかかる費用	事業所が準備するおむつ・リハビリパンツ・尿取 りパット等を使用した場合	実費

③ 通常の事業実地域外への送迎の場合の交通費	通常の事業実施地域外への送迎は、事業実施地域を越える地点から目的地までの往復距離に対する実費	30円/km
④ 当該利用者に係るサービス提供記録等の複写物	サービス提供記録等の複写にかかる費用	10円/枚
⑤ 洗濯にかかる費用	事業所で洗濯を必要とした場合にかかる費用	300円/回

※上記の他、地域密着型通所介護等の中での提供サービスのうち、日常生活においても通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費をいただきます。

<2024.06.01 改訂>

◇ 介護予防通所介護相当サービス費(1回につき)

介護度	頻度	単位数 (単位)	介護報酬額 (円)	利用者負担額(目安) (円)		
				1割	2割	3割
事業対象者 要支援1	月4回目まで	436単位	4,556円	456円	912円	1,367円
事業対象者 要支援2	月8回目まで	447単位	4,671円	468円	935円	1,402円

◇ 介護予防通所介護相当サービス費(1月につき)

介護度	頻度	単位数 (単位)	介護報酬額 (円)	利用者負担額(目安) (円)		
				1割	2割	3割
事業対象者 要支援1	月5回を超える場合	1,798単位	18,789円	1,879円	3,758円	5,637円
事業対象者 要支援2	月9回を超える場合	3,621単位	37,839円	3,784円	7,568円	11,352円

◇ 加算・減算

<2026.06.01 改訂>

加算等の種類と説明	単位数 (単位)	介護報酬額 (円)	利用者負担額(目安) (円)		
			1割	2割	3割
◇若年性認知症受入加算【1月につき】 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供実施した場合算定	240単位	2,508円	251円	502円	753円
◇介護職員等処遇改善加算(Ⅱ口)【1月につき】 介護職員等の確保に向けて介護職員等の賃金改善に充てることを目的に創設されたものであり、2024年5月までの「介護職員等処遇改善加算」「介護職員等特定処遇加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の3加算を一本化したもの	所定単位数(1ヶ月のご利用サービスの合計単位数) ×125/1000を乗じて算出された単位数による額				

◇ 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

<2026.06.01 改訂>

項目	説明	金額
① 食費	昼食代 650 円+おやつ代 120 円	770 円/日
② おむつ・リハビリパンツ・尿取りパット等にかかる費用	事業所が準備するおむつ・リハビリパンツ・尿取りパット等を使用した場合	実費
③ 通常の事業実施地域外への送迎の場合の交通費	通常の事業実施地域外への送迎は、事業実施地域を越える地点から目的地までの往復距離に対する実費	30 円/km
④ 当該利用者に係るサービス提供記録等の複写物	サービス提供記録等の複写にかかる費用	10 円/枚
⑤ 洗濯にかかる費用	事業所で洗濯を必要とした場合にかかる費用	300 円/回

※上記の他、介護予防通所介護相当サービスの中での提供サービスのうち、日常生活においても通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費をいただきます。